

明星大学研究倫理規程

平成20年4月1日
制 定

(趣旨)

第1条 この規程は、明星大学（以下「本学」という。）の学術研究の信頼性と公平性を確保するため、研究を遂行する上で求められる研究者の行動及び態度の倫理的基準等について必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この規程における用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 「研究」には、研究計画の立案、計画の実施、成果の発表及び評価等にいたる研究に係るすべての過程における行為、決定及びそれに付随する全ての事項を含むものとする。
- (2) 「研究者」とは、本学の学部等又は大学院に所属する教職員、本学が附置する教育研究機関に所属する教職員、本学の教職員の指導の下に研究を行う大学院生及び学部等学生、並びに本学の規程に基づき受け入れた学外の研究員をいう。
- (3) 「研究費」とは、本学が交付した経費、並びに特定の研究等を遂行する目的で国、地方公共団体、独立行政法人等の機関から交付等された経費で、本学の責任において管理すべき経費をいう。

(研究者の倫理基準)

第3条 研究者は、研究を行うにあたり、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 各人の自覚に基づき、高い倫理的規範のもとに誠実に行動すること。
- (2) 人間の尊厳と基本的人権を尊重すること。
- (3) 人種、思想信条、性別、年齢、出自、宗教、民族、障害の有無及び家族状況等に関して、人権の侵害を行う又は行うおそれのある行為をしないこと。
- (4) 我が国の法令及び本学の諸規程等のほか、国際的に認められた規範、規約、条約及び該当の学会が定める倫理規程等を遵守すること。
- (5) 常に自らの行動や発言を律するように努めるとともに、自らが関与する研究が一般社会や人々に与える影響を常に自覚し、研究目的と研究手法の倫理的妥当性を考慮すること。
- (6) 大学院生又は学部等学生が研究活動に加わる時は、当該大学院生又は学部等学生が不利益を被らないように十分配慮するとともに、この規程を踏まえた指導を行うこと。
- (7) 研究計画の立案又は提案にあたっては、過去に行われた研究業績の調査及び把握に努め、誠実に自己のアイデアや手法の独創性・新規性を確認すること。
- (8) データ等の収集にあたっては、科学的かつ社会的に妥当と考えられる方法により行うこと。
- (9) 研究遂行中において、法令違反等がないかの確認のため、情報の提示を求められた場合には、誠実に対応すること。
- (10) 特許権の取得申請等合理的な理由により公表に制限がある場合を除き、研究の内容及び成果を広く社会に還元するため公表すること。
- (11) 他者の知的財産権を侵害しないこと、並びに、捏造、改ざん及び盗用等不正な行為を行わないこと。
- (12) 二重投稿や不適切なオーサーシップなどの不正な行為を行わないこと。
- (13) ハラスメントにあたる行為を行わないこと。
- (14) 明星大学研究活動における不正行為等及び研究費の不正使用等の防止・対策に関する規程等を遵守すること。
- (15) 明星大学研究活動における行動規範を遵守すること。
- (16) 産学公連携活動を含む研究を行う場合、明星大学産学公連携活動に伴う利益相反マネジメントに関する規程等を遵守すること。
- (17) 本学が行う研究倫理教育を受講すること。

(事前の説明と同意)

第4条 研究者は、人の行動、環境及び心身等に関する個人の情報、並びにデータ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対して、その目的及び収集方法等を分かりやすく説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。

2 組織又は団体等から当該組織又は団体等に関する資料、情報又はデータ等の提供を受ける場合も、前項に準ずるものとする。

(個人情報の保護)

第5条 研究者は、個人に関する情報の提供を受けて研究を行うとき、またそれらの情報を利用して教育を行うにあたっては、学校法人明星学苑個人情報取扱規程（2020年）等に基づき、当該情報を提供する者の個人情報を保護しなければならない。

2 研究者は、個人情報の管理に万全を期するとともに、研究結果の公表に際しては、個人が特定されることのないよう最大限配慮しなければならない。

3 前各項のほか、研究における個人情報の管理等について必要な事項は、別に定める。
(データ等の管理)

第6条 研究者は、研究のために収集又は生成した資料、情報及びデータ等の滅失、漏洩及び改ざん等を防ぐため適切な措置を講じなければならない。

2 研究者は、研究のために収集又は生成した資料、情報及びデータ等について、事後の検証又は追試が行えるよう別に定める期間保存しなければならない。

3 研究者は、研究成果である資料、情報及びデータ等を別に定める期間保存、管理し、必要に応じて開示しなければならない。

4 前各項に定める必要事項は、別に定める。

(管理体制)

第7条 本学の研究に係る倫理を保持するため、次の各号に定める責任者及び相談窓口を置き、その運営・管理に係る責任と権限を定める。

(1) 学長は、最高管理責任者として、研究に係る倫理の管理の最終的な責任を負う。

(2) 学長が指名する副学長は、統括管理責任者として、最高管理責任者を補佐し、本学における研究に係る倫理の管理の実質的な責任と権限を有する。

(3) 研究科長、学部等の長及び本学の附属教育研究機関の長は、部局責任者として各部局における研究に係る倫理の管理の実質的な責任と権限を有し、主に次に掲げる業務を行う。

ア 研究者に対する必要な指導及び助言

イ 研究に係る倫理の保持に対する研究者の注意を喚起し、認識を深めさせること

ウ 研究に係る倫理の保持に関する状況及びその対応等について、必要に応じて最高管理責任者へ報告すること

(4) 研究に係る倫理の保持に関する大学内外からの相談についての窓口は、事務局長とする。

2 前項第2号に定める責任者は、第2条第2号に定める研究者に対し、研究倫理に関する教育を定期的に行わなければならない。

(研究倫理委員会)

第8条 本学の研究倫理に関する方針を策定し、又は必要に応じて研究計画の審査を行うため、明星大学研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会及び審査の手続き等について必要な事項は、別に定める。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、委員会の意見を聴いて、学長が定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年11月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、2023年4月1日から施行する。